

ルナりんくう地区防災計画



【令和4年4月作成】

ルナりんくう自治会・自主防災委員会

【目次】

1	基本方針	1
2	計画作成主体・対象範囲	1
	(1) 計画作成主体	1
	(2) 計画対象範囲	1
3	地区の特性	1
	(1) 自然条件（立地環境）からみた災害特性	1
	(2) 社会条件（まち構造、開発状況）からみた災害特性	1
4	活動目標	1
	(1) 目指すべき地区の姿	1
	(2) 地区の課題	2
	(3) 年間の取り組み計画	2
5	対象とする災害	2
	(1) 震度6弱以上の地震	2
	(2) 警戒レベル4以上の風水害等	2
6	「平常時」の取り組み(防災、減災対策)	3
	(1) 防災訓練等の実施	3
	(2) 住民各自による自助力の向上	3
	(3) 住民コミュニティの活性化	3
	(4) 関係機関、団体との連携	3
	(5) 避難行動要支援者への支援	3
	(6) 要配慮者への支援	3
	(7) その他	4
7	「災害時」の取り組み	4
	(1) 組織体制の確立	4
	(2) 避難行動の流れと実施事項	4
	(3) 災害時に配慮が必要な方への対応	7
	(4) 福祉避難所への搬送	8
8	ルナりんくう避難行動要支援者支援対策の基本的指針	8
9	連絡体制	8
10	経費負担	9

別紙 1	……	ルナりんくう災害対策本部組織図	<u>9</u>
別紙 2	……	各役職の任務	<u>10</u>
別紙 3	……	各班の平常時・災害時の役割	<u>11</u>
別紙 4	……	安全確認票	<u>12</u>
別紙 5	……	下水道処理施設の脆弱性について	<u>13</u>
別紙 6	……	ルナりんくう避難行動要支援者支援対策の基本的指針	<u>14</u>

1、基本方針

大規模な地震災害が発生すれば道路網の寸断、火災の同時多発などにより、公的防災機関が十分対応できないことが予測されます。

このような状況の下、本計画は自治会、自主防災組織及び地域住民が一体となって活動する自助、共助について必要な事項を定め、大規模災害による人的、物的被害の軽減を図ることを目指します。

2、計画作成主体・対象範囲

(1) 計画作成主体

ルナりんくう地区防災計画(以下「地区防災計画」という。)は、ルナりんくう自治会とルナりんくう自主防災委員会が、主体となって定めます。

(2) 計画対象範囲

地区防災計画は、ルナりんくう自治会の対象区域とします。

3、地区の特性

～泉南市防災計画から抜粋～

(1) 自然条件(立地環境)からみた災害特性

当地区は、泉南市中央部の丘陵・段丘地域の高台に位置し、地盤は洪積層を主体とするため、地震災害、浸水被害、土砂災害等の自然災害危険性は全般に低いが、山地に接する区域では念のため大雨時の斜面等の崩壊、地滑り等に注意する必要がある。

(但し、当地区は土砂災害警戒区域ではない)

(2) 社会条件(まち構造、開発状況)からみた災害特性

当地区は、新興住宅団地で地震災害に関する防災上の問題点は比較的少ないが、新規居住者が地域の災害特性、避難体制、避難所、避難路等を熟知し得ない結果、災害時の混乱を招くことも考えられ、避難所の周知等のソフト対策の充実が必要である。

4、活動目標

(1) 目指すべき地区の姿

地区防災計画作成は、住民が自分の住む地区の特性、災害リスクを理解し、住民同士のコミュニケーション、コミュニティー活性化のための契機となります。計画策定後は日ごろから各種活動を実践することにより、住民自身が災害時のとるべき行動を考え防災意識の向上につながり、災害発生時の被害を最小限にとどめる災害に強いまちづくりの構築を目指します。

(2) 地区の課題

地区防災の促進、技術知識の伝承のためには子供から高齢者まで世代を超えたコミュニティーの形成が重要であり、潜在的なマンパワーを生かし、自治会組織と他の地域組織の連携を強化することが重要です。

ア 重点課題

下水道処理施設の脆弱性について

当住宅地は、ご承知の通り、簡易水洗として、ルナりんくう汚水処理場において汚水処理されていますが、平成30年9月に発生した台風21号の影響による大規模停電により、汚水処理機能が停止し、汚水が溢れ出る寸前の危機的状況に見舞われました。

つまり、ルナりんくう住宅地全体の、水洗トイレ、下水道が使用できないという非常事態です。

※日常生活における携帯トイレの必要数

(3人家族×1日5回使用×7日分＝105回分必要となる)

南海トラフ地震が発生した際にも、長期間にも及ぶ停電や汚水処理場の損壊によって同様の事態が発生することも予想されます。

従って、自治会主導のもと、当地区の長年の懸案事項となっている「公共下水道への接続」問題について、早急に泉南市下水道課と協議を進めていかなければなりません。(詳細については、別紙5参照)

イ 他の課題

- ・1年で総入れ替えとなる自治会役員の任期
- ・自主防災の担い手不足
- ・擁壁と地盤の強度
- ・避難所運営における諸問題
- ・ルナりんくう集会所の耐震性能

(3) 年間の取り組み計画

地区住民の防災意識の高揚と自助、共助力の向上を図るため、自治会と自主防災委員会の定期的な防災リーダー研修会及び、全住民参加の自主防災訓練を実施する。

5、対象とする災害

(1) 震度6弱以上の地震

- ・中央構造線断層帯、上町断層等の直下型地震
- ・南海トラフ地震

(2) 警戒レベル4以上の風水害等

- ・大型台風他、暴風、豪雨、洪水、土砂災害等で避難指示の発令

6、「平常時」の取り組み(防災、減災対策)

(1) 防災訓練等の実施

- ・定期的に自治会と自主防災委員会合同の防災リーダー研修会を実施します。
- ・年1回以上、全住民参加の自主防災訓練を実施します。
- ・自治会の一斉清掃・草刈り時に「黄色タオル運動」を実施します。

(2) 住民各自による自助力の向上

- ・住民は、7日分の保存食と水、携帯トイレ等を常に備蓄します。
- ・住民は、家具の固定やガラスの飛散防止等、自分と家族を守る備えをします。
- ・住民は、各家庭に配布されている「泉南市総合防災マップ」を熟読します。

(3) 住民コミュニティの活性化

- ・住民は、町内清掃や防災訓練、その他自治会行事等に積極的に参加し、住民コミュニティを活性化します。
- ・日ごろのお付き合いや挨拶が、災害時の共助力を高めます。

(4) 関係機関、団体との連携

- ・市や防災機関、他自治会等との連携を密にし、情報収集に努めます。

(5) 避難行動要支援者への支援

- ・令和3年5月末現在、泉南市の避難行動要支援者名簿に登録されている当地区の居住者は13人で、うち12人の「避難行動要支援プラン個別計画書」の作成を終了しました。
- ・避難行動要支援者への支援は、地域における支え合いが基本です。
自治会班長や自主防災組織、民生委員そして個別計画書に記載されている支援者等による日頃の見守り活動を通じて、顔の見える関係づくりを進めていきます。
- ・地区の住民が参加する自主防災訓練への積極的な参加を働きかけます。
- ・災害に関する情報の提供を行います。
- ・安否確認及び避難誘導等の方法について、要支援者と意思疎通を図ります。
- ※避難行動要支援者とは、災害が発生したとき、自分自身や家族の力だけでは、安全な場所へ避難することが難しい、周りの人の手助けが必要な方のことをいいます。

(6) 要配慮者への支援

- ・避難行動要支援者以外の要配慮者(高齢者、障がいのある方、乳幼児、傷病者、日本語が理解できない国外の方等)に対しても、地域コミュニティにおける様々な活動において、顔の見える関係づくりを進めていくことが必要です。
- ・当地区における要配慮者の実態については、個人情報保護等の観点から把握することは困難ですが、プライバシーの確保に十分注意しながら協力を求めて行くことが必要です。

※要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のことをいいます。

(7) その他

- ・定期的に防災資器材の維持管理、補強に努めます。

7、「災害時」の取り組み

阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模地震災害時においては、公助による支援が行き届かないため、発災後3日～7日間は地域コミュニティによる自助共助における対応が重要です。

このため発災時には、ルナりんくう自治会と自主防災委員会が基軸となり、各班が相互に連携しマンパワーを最大限に活用した災害対応を実施していくことが肝要です。

(1) 組織体制の確立

① 災害対策本部の設置(別紙1参照)

大規模災害が発生した場合、自治会会長を本部長とした「ルナりんくう災害対策本部」をルナりんくう集会所に設置し、副本部長には自主防災委員会会長を充てます。

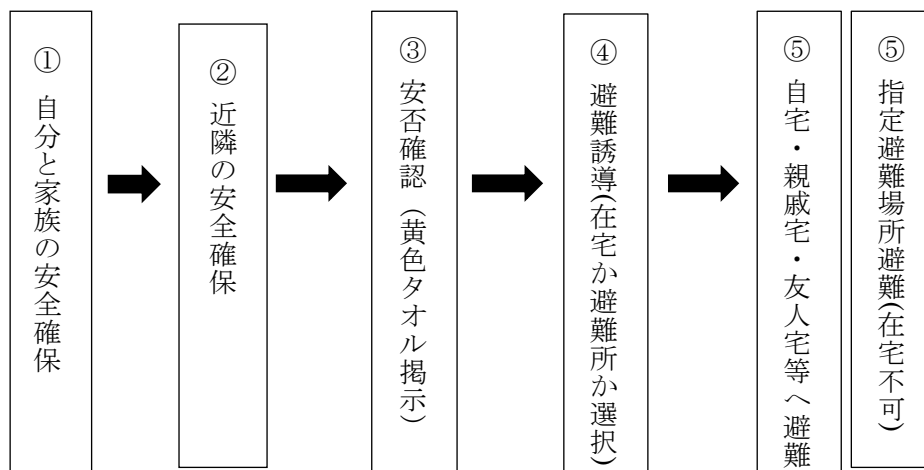
② 災害対策本部の役割

- 災害対策本部は、本地区における災害対策のすべての機能を司る組織です。
- 同組織は自治体、住民等からの情報収集、整理に基づき、総合調整及び意思決定を行います。

③ 各役職の任務(別紙2参照)及び各班の役割(別紙3参照)

各役職の任務及び各班の役割については、別紙2、別紙3の通りであるが、災害発生時に自治会及び自主防災の役員・班長が不在の場合が考えられる。その際には、在宅している者が協力し合って住民の安全を確保しなければならない。

(2) 避難行動の流れと実施事項



初期消火活動・救出救護活動

避難行動要支援者支援

① 自分と家族の安全確保

<強い揺れを感じた時の行動>

- 慌てず落ち着いて危険な場所(背の高い家具、ガラス戸近く)から離れましょう。
- 身近にある物で頭を保護し丈夫なテーブルなどの下に身をかくしましょう。
- 火元が身近にあれば消し、離れた場所であれば無理に火を消そうとせず、揺れが収まるまで近づかないようにしましょう。(都市ガスは震度5以上で自動的に遮断されます)

<揺れがおさまってから行動 >

- 火を出さないようにしましょう!!
- ガスの元栓やブレーカーの遮断を確認しましょう。
- 家族の安否を確認しましょう。外出家族との連絡には「災害用伝言ダイヤル」等(Tel171)の災害時に利用できるサービスが活用できます。
- 玄関ドアなどを開放し、避難経路を確保しましょう。
- 自宅の被害を確認しましょう。(室内ではスリッパや靴を履く)

② 近隣の安全確保(★各班で実施する事項)

- 班・隣組(向こう三軒両隣)など小さなコミュニティごとに実施しましょう。
- 住民は家族を含めて無事であれば玄関先に「黄色タオル」を結び付けましょう。
- 黄色タオルは、外から一目で「無事」であることが分かり、安否確認を早期に実施することが出来ます。
- 住民同士で隣家への声掛けを行いましょう。この際、単身の高齢世帯など一人で家具に挟まれ動くことのできない住民がいることを想定し、班・隣組で確認漏れのないよう各自役割分担し、1軒1軒確認しましょう。
- 全員の安否を確認する際、火災発生要因がないか?(通電火災を起こさせないようブレーカーを遮断したか?)などを確認しましょう。
- テレビやラジオ、メールなどで正確な情報(災害状況等)を入手しましょう。
- ★ この際、家屋の倒壊や火災の発生(ガスの臭気など)がある場合には、班や隣組内で解決できない可能性があるため、直ちに警察(110)、消防(119)に通報すると共に災害対策本部へ救援を要請します。
- ★ 班や隣組内全ての確認が終了した場合は、災害対策本部へ報告し、隣接す

る班や隣組で救援要請があれば活動できるよう人員の確保と資器材の準備を開始します。

自らの命は、自らが守るという「自助」の意識を向上しましょう。

助けられる立場だけでなく、助ける立場へと「共助」の意識を向上しましょう。

③ 安否確認

- 班長は、災害発生時に自ら及び家族の安全を確保した後、班のリーダーとして近隣の人達と協力し合いながら班員宅の安否状況(黄色タオルの結び付け)を確認します。
- 班長は、把握(可能な範囲でよい)した安否結果を、直ちに集会所に設置した災害対策本部へ報告します。
- 災害対策本部は、各班の安否確認結果(黄色タオルを結び付けていない家)を集約して、救出救護班等の出動、住民の避難誘導などについて検討します。

④ 避難誘導

【避難時に知っておく大切な3つのポイント】

- ◆ 「自らの命は自らが守る」意識を持ち、『タイムリーな避難行動』をとりましょう。
- ◆ 災害時には、『危険な場所』にいる人は避難することが原則です。
- ◆ 避難とは「難」を「避」けること。『安全な場所』にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 集会所に集合
 - ・ 避難を開始する時は、自宅の電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、非常持ち出し品を携帯し、「無事です」の意思表示(黄色タオル)を玄関先に掲示します。その後 徒歩で集会所(使用不可の際には指定避難所)に向かいます。

注:地震による停電のあと電気が復旧したときに起きる通電火災に要注意

- ・ 避難をする際は、隣家へ声掛けを行います。
- ★ 集会所内への立ち入りは、災害対策本部が安全確認票(別紙4)で安全確認を行った後、災害対策本部長の指示に従うものとします。
- 一時避難場所の確認
 - ・ ルナりんくう地区内に、地域住民が一時的に避難できる場所として「風の谷公園」「森の公園」「泉の公園」「海の見える公園」の4か所が指定されています。
 - ・ 住民は日頃から自宅に近い一時避難場所を確認しておきましょう。
- 指定避難所(指定緊急避難場所と重複)への誘導
 - ・ 指定避難所は、災害の危険性があり避難した市民等が災害の危険性がなくなるまでの間、または災害により家に戻れなくなった市民等が一定期間滞在するための施設です。
 - ・ ルナりんくう地区は「新家小学校」が指定されており、避難所を開設した場合にはルナ地区からも避難所運営要員を派遣する必要があります。

- ・ 避難する際には、食料、飲料水などの他、マスク、消毒液、体温計も持参しましょう。
 - ・ 指定避難所に避難させる場合には、災害対策本部において自宅が損壊した避難者数を一定把握した上で、指定避難所へ集団避難の誘導を開始します。
 - ・ 避難誘導の対象者以外(自宅が損壊していない者)は、在宅避難を行います。
- ⑤ 自宅での待機(在宅避難)、親戚や友人の家等への避難を検討
- 自治体では避難所における新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図るため、住民に多様な避難場所を確保するように勧めています。
 - 避難場所として、自宅、親戚宅、友人宅、ホテル、車、テント等が想定されます。
 - 指定避難所の収容人員は限られており、また十分な食料 や飲料水が備蓄されている状況でもなく、限られたスペースが確保されているのみです。
 - 避難誘導の後、避難所等への避難が却って心的ストレスの原因になったり、体力の低下につながったり、感染症になったりする可能性も否めない状況であるため、家屋倒壊や火災の影響がなければ、無理に避難することなく、自宅に備蓄用品を備え、在宅避難することも得策と言えます。高齢者や体の不自由な方が、避難することができずに在宅避難を余儀なくされている場合もあるため、近助(※)・共助の心掛けを大切にしましょう。(※)近助…ご近所での助け合いのこと
- (3) 災害時に配慮が必要な方への対応
- ① 避難行動要支援者への対応
- 災害発生時は、個別計画書に記載されている「支援者」に安否確認及び避難誘導を依頼していますが、支援が必ずなされるものではなく、また支援者がその責任や義務を負うものではありません。
 - 災害発生時は、「支援者」のみでなく、近隣者及び自治会班長を中心とした班単位で協力し合いながら安否確認や避難誘導を行うことが大切です。
 - 黄色タオルを掲示している要支援者宅には、確認の意味で声掛けをします。
 - 要支援者の救出、救護が必要と判断した場合は、近隣住民等に援助を求めます。
(阪神淡路大震災で救出された人の約80%が近隣住民に助け出されました)
 - 住民での救出、救護が困難な時は、消防(119)や警察(110)に要請します。
 - 要支援者の意向を確認して避難生活の支援を行います。
- ② 要配慮者への対応
- 災害発生時には、黄色タオルが掲示されていない要配慮者を優先して近隣者及び自治会班長等が協力し合いながら安否確認を行います。
(基本的には避難行動要支援者と同様です)
 - 避難誘導については、本人の意向を確認して実施します。

○ 救出、救護が必要と判断した場合は、近隣住民や消防、警察に援助を求めます。

○ 避難生活の支援は、本人の意向を確認して実施します。

③ 避難誘導時の支援事例

○ 視覚が不自由な方には、分かり易い口調で複数回繰返し伝え、誘導は腕をつかんでもらい、ゆっくり歩くよう注意します。

○ 聴覚が不自由な方には、正面から口を大きく動かしゆっくり伝える。あおらないよう注意します。

○ 高齢者や肢体が不自由な方には、車椅子や担架などを利用して早めに避難するよう心がけ、車椅子の搬送において階段では3人以上で援助し、後ろ向きに降ります。

○ 指定避難所への移動が困難な方は、集会所への一時避難も考慮します。

(4) 福祉避難所への搬送

① 福祉避難所とは

「福祉避難所」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等で入院の必要や施設に入所するほどではないが、災害時避難所では生活に支障を来す人たちのために何らかの特別な配慮がなされている避難所のことです。

② 福祉避難所等への搬送

福祉避難所の開設は、発災後、入所者等や建物の安全確認及び人員確保ができたうえで、市災害対策本部からの要請に応じて開設するため、福祉避難所等に避難行動要支援者を搬送する場合は、市災害対策本部の指示に従い搬送します。

※ 福祉避難所の入所対象者は、

◆ 指定避難所での生活が困難と判断された場合。

◆ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など避難所生活に支障を来すことが予想される場合、等の特別な配慮を要する方が対象となります。

8、ルナりんくう避難行動要支援者支援対策の基本的指針

○ ルナりんくう地区が一体となって避難行動要支援者への支援体制を確立し、個人情報 の適正管理に配慮した支援活動を推進するために必要な基本的指針を定めました。(別紙6参照)

9、連絡体制

○ 自治会の各役職及び各班長への連絡は、その就任年度の自治会連絡網で実施します。

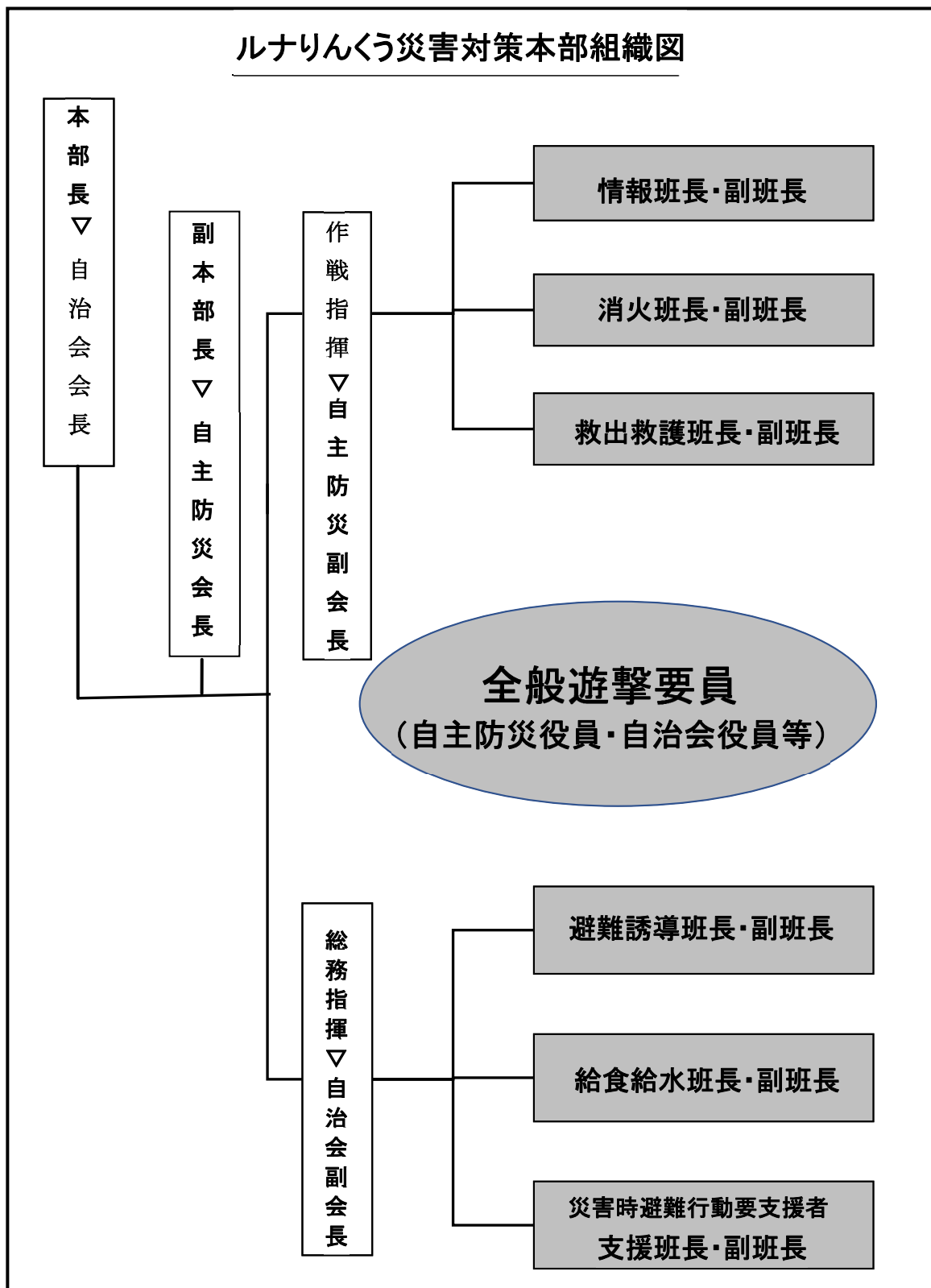
○ 自主防災委員会は、既存の連絡網で実施します。

10、経費負担

本計画に要する経費については、自治会費を以ってこれに充てる。

以上

別紙1



別紙2

<各役職の任務>

役職名	従事者	任務
災害対策本部長	自治会会長	本部長として災害対策全般の指揮に当たる。
災害対策副本部長	自主防災会長	副本部長として本部長を補佐する。
作戦指揮	自主防災副会長	情報、消火及び救出救護の各班長を指揮して被災状況の把握と迅速な初期消火、被災者の救出救護活動を実施する。
総務指揮	自治会副会長	避難誘導、給食給水及び支援の各班長を指揮して迅速な指定避難所への避難誘導、また給食給水活動を実施する。
全般遊撃要員	自主防災役員 自治会役員 自治会班長	自主防災役員は防災の専門員として適宜適切に各班長の指導又は自ら直接その任に当たる。 自治会役員は自主防災役員と協力して適宜適切に各班長の業務を支援又は自ら直接その任に当たる。

別紙3

<各班の平常時・災害時の役割>

注1:各班長は、当年度の防災班長を充てる

注2:副班長は、前年度の防災班長を充てる

班名	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練の実施及び連絡様式を準備する	被害情報等を収集し、市の災害対策本部に連絡すると共に、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器の事前点検を行う。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出救護方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所へ搬送する。
避難誘導班	避難経路の安全をチェック、危険な場所等を調査し資料化する。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
給食・給水班	炊き出しの方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時避難行動要支援者支援班	民生委員児童委員と連携し要支援者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民支援者と協力して、要支援者の要望を親身になって聞き、支援活動に取り組む。

別紙4

安全確認票

ルナりんくう自治会集会所

(※指定避難場所ではなく、耐震構造が不明であることから、一時避難場所とする)

当該施設	区 分	評 価 (A.B.C)	確 認 事 項
集会所内	天井の破損		亀裂があるか。 壁が落ちているか。 歪みがあるか。
	床の破損		
	腰板の破損		
	窓枠の破損		
	出入口ドアの破損		
居室、廊下	窓ガラスの破損		破損はどこか。飛散したりしていないか。
	テーブル、椅子、テレビ、照明灯		転倒や移動していないか。照明は点灯するか。破損はないか。
手洗場、便所	水道、ガス		水道管、ガス管が破損していないか。ガス漏れはないか。水漏れがあるか。
自治会倉庫	備品の破損		備品が破損していないか。倉庫を開戸できるか。
自主防災倉庫	備品の破損		倉庫を開戸できるか。備品が破損していないか。

別紙5

下水道処理施設の脆弱性について

ルナりんくう住宅地造成時当時、泉南市における下水道整備が行われていなかったことから、公共下水道施設開通までの間の使用を目安として、簡易水洗による、ルナりんくう汚水処理場が開設されました。

よって、当汚水処理場施設においても、長期使用を前提としたものではなく、あくまでも簡易汚水処理施設として運営されています。

各家庭から流された汚水のうち、同施設内において、ゴミや紙類等の固形物や屎尿等を濾過したうえ、液体については、浄化処理を行い、放水していますが、固形物については、貯蓄のうえ、バキュームカー等を用いて泉南市の処理施設まで搬送しているのが現状です。

平成30年9月に発生した台風21号の影響による、電柱の倒壊等による大規模長期停電により、汚水処理機能が停止し、機械を稼働させることができず汚水が溢れ出る寸前の危機的状況に陥りました。

当汚水処理施設は、僅かながら非常用電源が備えられていますが、燃料の貯蓄もなく、僅か数時間しか稼働することができません。

よって、ルナりんくう住宅地全家庭において、水洗トイレ、下水道が使用できないという危機的状況に陥ります。

たとえ停電していても、水洗トイレ、下水道は流れ続けますが、ルナりんくうは、外部何れにも接続されておらず、法律上、設備上の観点からも浄化処理されていない汚水を外部へ流すことはできず、流せば流すほど、汚水は貯蓄され、溢れ出てしまいます。

今後の台風や地震等の自然災害等で長期停電が発生したならば、住民一人一人が水洗トイレ、下水道は流すことができないと自覚し、使用を中止する必要があります。

長期停電に対応できる様、簡易トイレや汚水処理(固形化等)グッズを備えておく必要があると思われまます。

災害対策本部では、自然災害長期停電が発生したならば、トイレ、下水道の使用を控える様、可能な範囲で地区内での広報活動を行います。

別紙6

ルナりんくう避難行動要支援者支援対策の基本指針

令和3年1月24日

ルナりんくう自治会・自主防災委員会

1 目的

泉南市の「災害時避難行動要支援者対策・地域の支援マニュアル」に基づき、ルナりんくうに居住する避難行動要支援者に対して、住民が一体となって支援体制を確立し、個人情報の適正な管理に配慮した支援活動を推進するために必要な基本的指針を定める。

なお、大規模災害等が発生した場合における安否確認及び避難誘導等は「ルナりんくう地区防災計画」に基づいて行動する。

2 避難行動要支援者名簿の管理

(1) 泉南市と協定書を締結

ルナりんくう自治会長は、ルナりんくうに居住している避難行動要支援者(泉南市避難行動要支援者登録届出書兼同意書にて登録を同意した者)を把握するため、令和2年11月25日、泉南市長との間で「避難行動要支援者対策に係る個人情報の取扱いに関する協定書」に署名(締結)した。

(2) 要支援者名簿の管理

協定書の締結により、泉南市から提供された「避難行動要支援者名簿」は、自治会会長、自主防災委員会会長及び民生委員児童委員の3名が保管管理する。

3 避難行動要支援者支援体制の確立

(1) 要支援者対策班の編成

要支援者を訪問して生活状況の把握及び支援要望の聞き取り等を行うため、自主防災委員会役員と要支援者居住先の自治会班長との二人一組で編成する。

(2) 個別計画書の作成

要支援者対策班は、要支援者本人又は家族と話し合って発災時の安否確認、避難誘導等を的確に行うための「個別計画書」を作成する。

4 個人情報の適正管理

(1) 要支援者対策班用の保管ファイルを配布

要支援者個人情報の漏洩委及び書類の紛失等を防止するため、要支援者支援マニュアル等の資料及び関係書類を綴じて保管するファイルを作成し自治会班長(21人)と自主防災委員会役員(4人)及び民生委員児童委員に配布する。

(2) 個人情報を記入する書式の制定

要支援者対策を推進するに当たり、要支援者対策班編成表及び要支援者名簿(氏名、住所、電話番号)を記入する様式を定め、作成後は保管ファイルに綴じて

保管管理を徹底する。

※ 別添資料1「個人情報の適正管理」(掲載は省略します)

(3) 「個別計画書作成の手引き」を作成

要支援者支援マニュアルで定める「個別計画書」(様式11)を作成するに当たり、要支援者への具体的な質問事項を例示すると共に、記入する要点を明確に示した手引きを作成して要支援対策班に配布する。

※ 別添資料2「避難行動要支援者避難行動支援プラン個別計画書作成の手引き」(掲載は省略します)

5 個人情報の取扱い

(1) 守秘義務の厳守

要支援者対策に従事する者は、正当な理由がなく知り得た個人情報を関係のない第三者に漏らさない。各役職を交代(退任)した後も同様である。

【災害対策基本法第49条の13(秘密の保持義務)】

(2) 配布先の明確化

要支援者対策班編成表及び要支援者名簿等の個人情報は、直接支援対策に携わる者等への配布先を明らかにする。

(3) 更新情報の取扱い

更新した個人情報を配布する場合は、旧版の回収と引き換えに渡し、旧版は廃棄(シュレッダーで処分)する。

6 泉南市危機管理課等との緊密な連携

避難行動要支援者に対する適切かつ効果的な諸対策を推進するために、危機管理課をはじめ関係各課と緊密な連携を図る。

以 上